



水質検査結果をお知らせします！

水道部では、市民の皆様
に安全で良質な水を供給する
ため、水質検査計画を定めて
水質管理に努めています。

【浄水水質検査地】 和田島

【検査結果】

水質基準項目51項目（健康
に関する項目および性状に関
する項目）を検査した結果、
原水・浄水とも検査数値が基
準値を満たしており安心です。
※詳しくは、市ホームページを
ご覧ください。水道部までお
問い合わせください。

【お問い合わせ先】

水道部（田浦町字中西1
03） ☎32・6188 / F
AX35・0647

Mail:suidou@city.komatsu
shima.tokushima.jp

就学援助費の申請は 4月30日までに！

市教育委員会では、経済的
理由により、就学困難な小・
中学校の児童・生徒に学用品
費などの支給を行う児童生徒
就学援助費の申請を受付して
います。

【申請方法】

各学校を通じて「就学援助
について（お知らせ）」に添
付配布している申請用紙に必
要事項を記入のうえ、児童・
生徒の在学に提出してくだ
さい。

※小・中学校両方に在学の場合は、
小学校に提出してください。

【申請期限】 4月30日(木)

申請が遅れた場合は、申請
の提出月により支給開始月が
変わります。なお、児童生徒
就学援助費は毎年申請が必要
ですので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

市教育委員会学校課（教育
庁舎2階） ☎32・3811
/ FAX33・3540

Mail:gakkou@city.komatsu
shima.tokushima.jp

合併処理浄化槽への 転換に補助金を交付

市では、生活排水による河
川などの水質汚濁を防止する
ため、合併処理浄化槽への転
換に対して補助金を交付して
います。平成27年度中に合
併処理浄化槽への転換を予定
している方は、補助金の交付
申請をしてください。

※市が予定している補助金額の
上限に達した時点で、受付を
締め切ります。

◎転換とは

建物の建て替え、増築、リ
フォームなどにより、同一敷
地内に設置されている単独処
理浄化槽またはくみ取り槽を
原則として撤去し、10人槽以
下の合併処理浄化槽を設置す
ることです。

【補助対象】

専用住宅または住宅部分が
2分の1以上の併用住宅で、
転換に該当する場合です。

【補助金額】

5人槽の場合は15万円、
7人槽の場合は18万円、10
人槽の場合は21万円を限度

として交付します。また、単
独処理浄化槽またはくみ取り
槽の撤去費用に対して撤去費
補助（3万円を限度）を、転
換の補助金額に加算します。
※詳しくは、市ホームページを
ご覧ください。市都市整備
課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

市都市整備課（市役所2階）
☎32・3957 / FAX3
3・2104

Mail:gesuidou@city.komatsu
shima.tokushima.jp

浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを
利用して汚水をきれいにする
装置のため、適切に維持管理
（保守点検、清掃、法定検査）
する必要があります。

保守点検は県の登録業者に

保守点検（点検、調整、修
理や消毒剤の補給など）は、
県の登録を受けた浄化槽保守
点検業者が行います。

清掃は市の許可業者に

清掃（浄化槽内に溜まった

汚泥を採取り、機器を洗浄）は、
市の許可を受けた浄化槽清掃
業者が行います。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守
点検、清掃などのメンテナン
スに加え、県の指定検査機関
による左記検査を受検しなけ
ればなりません。

●浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヶ月から8ヶ
月の間に1回、主に設置状況
を検査します。

●浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、
清掃が適正に行われているか、
放流水が水質基準を満たして
いるか検査します。

【徳島県の指定検査機関】

公益社団法人徳島県環境技
術センター（☎088・63
6・1234 / FAX088・
636・1122）

